

ライブハウス・ライブホールにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

初版作成日：令和2年6月13日

最終更新日：令和5年2月7日

一般社団法人ライブハウスコミッショն

NPO 法人 日本ライブハウス協会

一般社団法人日本音楽会場協会

もくじ

1. はじめに	4
2. 感染防止のための基本的な考え方	4
3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策	4
(1) リスク評価	4
<店舗内での感染経路毎のリスク評価>	
① 接触感染のリスク評価	
② 飛沫感染のリスク評価	
③ エアロゾル感染のリスク評価	
<公演に関わる広域的なリスク評価>	
① 集客施設のリスク評価	
② 地域における感染状況のリスク評価	
(2) 店舗内の各所における対応策	6
① ライブスペース内	
② 会場入口	
③ チケット窓口	
④ ロビー、休憩スペース、喫煙所等	
⑤ 楽屋、控室	
⑥ トイレ	
⑦ 飲食スペース、物販エリア等	
⑧ 清掃、ゴミの廃棄	
(3) 従事者に対する感染防止策	13
(4) 周知、広報	13
(5) 保健所との関係	13
(6) 職場における検査の更なる活用・徹底	13
4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策	15
<公演前の対策>	15
(1) 入場制限	
(2) 来場者との関係	
(3) 公演関係者との関係	
<公演当日の対策>	16
(1) 周知、広報	
(2) 来場者の入場時の対応	
(3) 来場者の感染防止策	
(4) 公演関係者の感染防止策	

(5) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策	
(6) 物販	
(7) 来場者の退場時の対応	
<公演後の対策>	· · · · · 20

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ライブハウス、ライブホール等、演奏を伴う飲食店などの音楽会場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として留意すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものです。

本ガイドラインでは、提言4. (2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「事務連絡」を参考に、電気通信大学 大学院情報理工学研究科の石垣陽特任准教授、並びにCoV-Navi 副代表 日本救急医学会 救急科専門医の木下喬弘氏より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、店舗を利用する公演主催者であるイベントナー、プロモーター並びに実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものといたします。

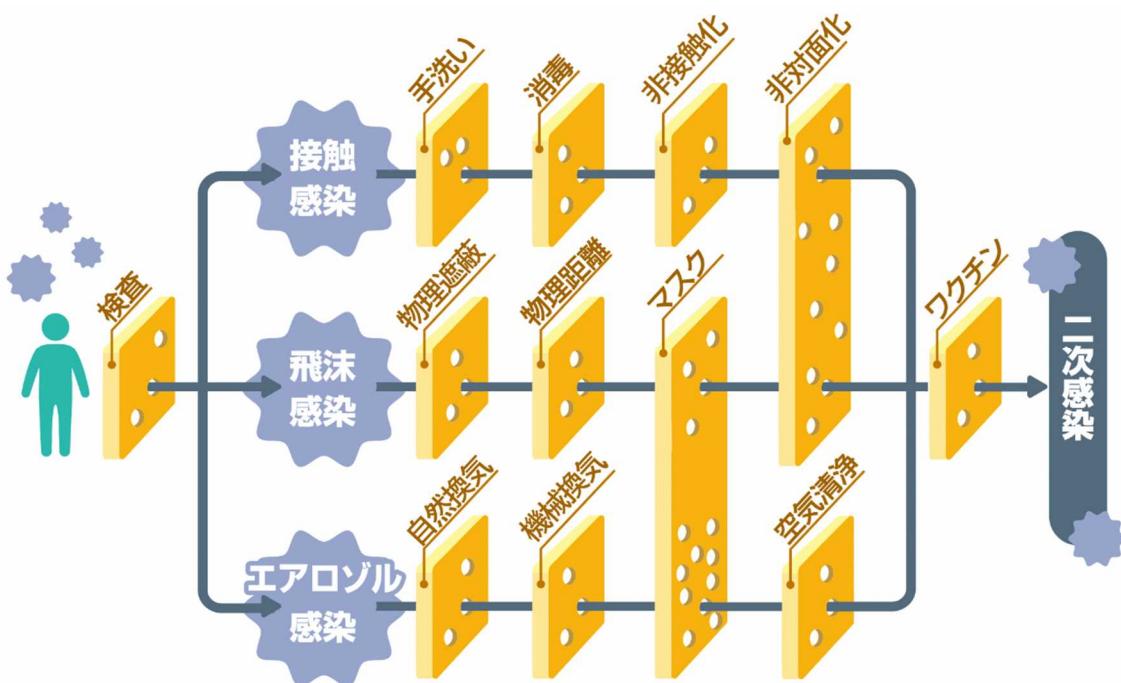
2. 感染防止のための基本的な考え方

音楽会場事業者(以下「店舗事業者」という。)、店舗にて公演を行う主催者(以下「公演主催者」という。)は、店舗の規模や公演の様態を十分に踏まえ、店舗の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)、公演を鑑賞等するために店舗に来場する者(以下「来場者」という。)、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じる必要があります。

3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策

(1)リスク評価

店舗事業者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染①及び飛沫感染②エアロゾル感染(※本稿では粒子径によらず空間に滞留する粒子による感染をこう定義する)③のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。そのうえで、感染経路毎に複数の対策(多重防護)を講じることが重要です。



参考:飲食店・音楽会場のための実践!換気対策ガイドブックより
(著作権フリーコンテンツ)<https://www.design4humanity.com/kanki/>

また、それらの公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を公演主催者と協議のうえ判断する必要があります。

店舗の利用にあたっては、店舗事業者がそれらのリスク評価に基づき、リスクを回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対してその旨を伝え、改善を要請する必要があります。

<店舗内での感染経路毎のリスク評価>

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(マイク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、ロッカー等)には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

口から飛び出す飛沫(ウイルスを含む唾液の粒)が他人に直接吹きかかるようなことがないよう、人と人との距離がどの程度維持できるかを評価します。併せてサービスの非対面化やマスク装着の徹底状況も確認します。

③ エアロゾル感染のリスク評価

店舗(楽屋や事務エリアを含む)における換気の状況を評価します。換気には自然換気と機械換気があります。また、空気清浄機が適切に配備されているか、マスクの装着は徹底されているかも評価します。

<公演に関わる広域的なリスク評価>

① 集客施設のリスク評価

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、店舗内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの店舗の来場実績等に鑑み、評価します。

② 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価します。

(2) 店舗内の各所における対応策

① ライブスペース内

- ・ 店舗事業者は、公演主催者に対して、次の項目に関する周知の徹底を行う場合、従前の収容人数の100%の収容を可能とします。

- a) マスクの着用を含め、個別の参加者に対する感染防止策の徹底。
 - b) 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策の適切な実施。
 - c) 人と人との触れ合わない程度の間隔を確保する。
 - d) 観客はマスク着用を徹底し、飲食を行う場合は、飲食時のみマスクを外す。
- ・ 店舗事業者は、各回の公演ごとに、その公演前に、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要があります。(以下、消毒液に関する記載において同じ。)
 - ・ 店舗事業者は、各店舗の形態に応じて適法な空調設備を設置する必要があります。また公演の前後及び公演中も定期的に5分以上の休憩時間を設けて、ドアや窓を全開とする「換気タイム」を実施する他、機械換気設備等により会場内の常時換気を行います。
 - ・ パーティションを設置する場合は、局所的に空気によどみが発生しないよう、「外食業の事業継続のためのガイドライン Q&A」のQ8 パーティションの項を参照に工夫してください。

なお、「換気」については、令和4年7月14日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「感染拡大防止のための効果的な換気について」において、「温度や湿度の目安(18~28°C、40~70%)」や「パーティション等は、気流を阻害しないよう配置」すること等が提言されています。

(参考)

令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

※以下「換気」に関する記述部分は上記「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」等を参考にして下さい。

- ・ 店舗事業者は、特に換気が悪くなりやすい場所に CO2 測定装置等を設置し、常に CO2 濃度をなるべく 1000ppm 以下に保てるよう、自然換気や機械換気を活用してください。ただし CO2 濃度測定器は、経済産業省のガイドラインに準拠したものを使用することを推奨します。なお、次のような場所には設置しないでください。
 - ✓ 特に CO2 が溜まりやすい場所(例:人の息が直接かかる場所、燃焼物がある場所の近く、ビールサーバーの近く)→過大な値が表示されます
 - ✓ 外の空気にさらされる場所(例:窓・出入り口・空気取入口の近く)→過小な値が表示されます
 - ✓ 風や温湿度の変化がある場所(常に風がかかる場所、エアコンや加湿器の近く)→測定器の精度が落ちます

(参考) 実践！換気改善ガイドブック

<https://www.design4humanity.com/kanki>

参考リンク(経済産業省):

<https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211101002/20211101002.html>

- ・ 空気清浄機の活用も有効ですので積極的に活用してください。購入時の基準としては HEPA フィルターを搭載しており、毎分 5 m³(毎時 300 m³)程度以上のものを目安にすると良いでしょう。また空気清浄機は、特に人が集まりやすい場所に置くと効果的です。
- ・ 送風機を設置する場合は、店舗内の汚れた空気を外に押し出すよう「外向き」に設置してください(店舗内部に向けて送風すると感染者に当たった時に飛沫がまき散らされてクラスターに至った事例があります)。乾燥する場合は、湿度 40%以上を目安に加湿してください。

- ・ 店舗事業者は、公演中に来場者同士が接触したり、ステージ前に押し寄せたりしないように、座席や立ち位置を固定するなど、区域内の適切な行動確保が可能となるような適宜の対策を講じてください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、出演者(演奏者・歌唱者等)の飛沫が観客に直接及ばない程度の距離を確保するよう要請してください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、公演中も常時マスクを正しく着用するよう要請してください。マスクは JIS マークや全国マスク工業会マークなどが付与された品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。

※マスクの正しい着用方法については、以下を参照

https://youtu.be/KA0f_QVNPVI (出典:政府インターネットテレビ)

厚労省 HP「マスクの着用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

② 会場入口

- ・ 店舗事業者は、会場のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。
- ・ 会場入口の行列では、人ととの十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 来場者には常時マスクを正しく着用するよう要請してください。マスクは JIS マークや全国マスク工業会マークなどが付与された品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。着用のない来場者には注意喚起をおこなってください。
- ・ 病気や障害等でマスク着用が困難なお客様には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮し、必要に応じてマスク着用以外に可能な感染対策をお願いしてください。

- ・ マスクを持参していない来場者には、主催者側で配布できるように要請し、持病持ちなど体調面で着用不可能なケースなどを除き、できる限りの着用を促してください。

③ チケット窓口

- ・ チケット窓口の行列では、人ととの十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 現金・カードの受け渡し後に手指消毒を行って下さい。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクを着用するようにしてください。作業前後は、石鹼・流水による手洗いを徹底して下さい。

④ ロビー、休憩スペース、喫煙所等

- ・ 対面での飲食を回避するよう表示等により促すようにしてください。
- ・ 特にオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、大声での会話や長時間の会話を控えるよう啓発徹底を行うとともに、場合によっては個別に注意を行う旨も予め表示してください。
- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・ 可能な限り、人ととの十分な間隔を確保するよう要請してください。
- ・ 機械換気設備がある場合は、営業中は常時オンを徹底してください。スイッチの入れ忘れや故障していることがないか良く確認・注意してください。
- ・ 機械換気の能力は設計時から大幅に下がっている事もあるため、必要な換気量を確保できない場合、併せて窓開け・ドア開けによる自然換気を徹底してください。

- ・ 必要な換気量を確保できない場合、空気清浄機がある場合は運転してください。ない場合は導入を検討してください。
- ・ 適時、テーブル、椅子等の物品の消毒を行ってください。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 楽屋、控室

- ・ 過去には、特にクラスター発生事例が多くみられた場所ですので注意してください。
- ・ 機械換気設備がある場合は、営業中は常時オンを徹底してください。スイッチの入れ忘れや故障していることがないか良く確認・注意してください。
- ・ 機械換気の能力は設計時から大幅に下がっている事もあるため、必要な換気量を満確保できない場合、併せて窓開け・ドア開けによる自然換気を徹底してください。
- ・ 必要な換気量を確保できない場合、空気清浄機がある場合は運転してください。ない場合は導入を検討してください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑥ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・ トイレの混雑が予想される施設の場合、密にならないようトイレの同時使用人数を必要に応じ制限するとともに、人ととの十分な間隔を空けた整列を促すようにしてください。
- ・ トイレ内の換気扇を常時オンにできる場合は、常時換気を徹底してください。

⑦ 飲食スペース、物販エリア等

- ・ 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 現金・カードの受け渡し後に手指消毒を行ってください。
- ・ 飲食物を提供する場合は、感染防止対策を実施した上で人ととの十分な間隔を開けて座席を配置するように努め、真正面の配置を避けるなど工夫をしてください。可能な限り、第三者認証制度により自治体が認める「認証店」となることが望ましいです。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。特に厨房エリアにあるフード付き換気扇は換気能力が大きいので効果が期待できます。フード付き換気扇がある場合は、常時オンにしてください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を適時行ってください。
- ・ 飲食施設に従事する従業員は、マスクの着用と手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・ 飲食の提供については、「外食業の事業継続のためのガイドライン」も参照し、遵守するようにしてください。

⑧ 清掃、ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク着用を徹底してください。
- ・ 食品残渣、鼻水、唾液などがついたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛ってください。
- ・ 作業を終えた後は、石鹼・流水による手洗いを行ってください。

(3)従事者に関する感染防止策

- ・ 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。特に衛生管理については、定期的に、かつ就業開始時や他者の接触が多い場所などに触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・ マスク着用、手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 保健所が調査を行った場合は、協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4)周知、広報

- ・ 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。
 - ✓ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - ✓ 人と人との十分な間隔確保の徹底
- ・ 当該「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に従った取組みを行う旨を、事前にホームページや SNS にて公表してください。

(5)保健所との関係

- ・ 公演において感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

(6)職場における検査の更なる活用・徹底

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握してください。
- ・体調が悪い場合には出勤させず、自宅療養する社内ルールを徹底してください。
- ・食品を扱う従業員が感染もしくは感染疑いのある場合、出勤しないように徹底する。濃厚接触者の判断や外出などについては政府や各自治体の方針に従って下さい。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従事者が見出された場合や従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、抗原簡易キットを活用して検査を実施してください。また、重症化リスクの高い方や、症状が重篤な方は、検査を待たずに受診いただくことに留意する。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めず、また同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。陽性となった場合には、健康フォローアップセンター等に連絡することで健康観察を受けることが可能である。

※厚生労働省「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022 年 7 月 22 日(8 月 5 日最終改正) <https://www.mhlw.go.jp/content/000973522.pdf>

尚、抗原簡易キットの購入にあたっては、①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ②国が承認した抗原簡易キットを用いることを推奨します。

これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照してください。

※職場における検査を行う場合については下記事務連絡を参照。・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022 年 10 月 19 日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策

公演主催者が講じるべき具体的な対策は、公演主催者において、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものです。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、店舗事業者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※ 店舗事業者が公演を主催する場合には、店舗事業者が講じるもの

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、入場者の密集を制限する方策の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - ✓ 入館可能時間、開演時間の前倒し、入館可能者数の制限
(入館待機列の設置等)
 - ✓ 日時指定予約の導入
- ・ 内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年1月27日)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230127.pdf?20230127
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施する際の手続きについて慎重に対応を検討してください。
- ・ 持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようしてください。
- ・ 平熱以上の熱がある方、5日以内に平熱を超える発熱をされた方は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、指定された待機期間中に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。
- ・ 出演者と観客が、公演前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じてください。
- ・ 当該「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に従った取組みを行う旨を、事前にホームページや SNS にて公表してください。

(3) 公演関係者との関係

- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・ 楽屋等では、手や口が触れる皿やコップについては、適時、洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようしてください。
- ・ その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようしてください。

＜公演当日の対策＞

(1)周知、広報

- ・ 感染予防のため、店舗事業者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。
 - ✓ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - ✓ 人ととの十分な間隔の確保の徹底
 - ✓ 過度な飲酒への注意喚起
 - ✓ 上記、指示に従えない場合は退場いただく可能性がある旨の事前承諾

(2)来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 来場時に検温を行い、体温が 37.5°C 以上の場合、または 37.5°C 未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状(軽度などを含む。)がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、指定された待機期間中に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航がある場合
- ・ 店舗事業者と協力の上、余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちの際は、マスクを着用し、対人距離を確保する。
- ・ 入場時の検温等により、有症状を理由に入場できなかった際は、有症状者の入場を確実に防止するための措置(チケット代の払い戻し等)を講じてください。

(3)来場者の感染防止策

- ・マスク着用及び定期的な手指消毒を要請してください。病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するともに適切な感染対策を講じる。
- ・座席がない場合は、適切な距離の確保をするよう要請してください。(人と人との触れ合わない程度の間隔)
- ・公演中も常時マスクの正しい着用を要請してください。マスクはJISマークや全国マスク工業会マークなどが付与された品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。
- ・公演中の来場者同士の接触(会話等を除く)は控えていただくよう周知してください。
- ・来場者と接触するような演出(来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・自席や指定されたエリアを離れてステージ前へ押し寄せるなどの行為は禁止してください。
- ・店舗事業者が要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。
- ・店舗事業者と協力の上、密集状態が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定してください。
- ・休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。
- ・喫煙所が設置されている場合、その利用にあたっては人ととの十分な距離を取れるよう人数制限を設け、マスク無しでの会話は禁止するよう要請してください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。

- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- 指定された待機期間中に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航がある場合には、自宅待機とするようにしてください。
- 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- 公演中は、出演者間でも十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 特に合唱等、多人数で声を発する公演に関しては、出演者間での飛沫感染を防ぐ為、出演者間で十分な間隔をとる等、適宜の対策を講じてください。
- 公演関係者に感染が疑われる保健所が検査を行う場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底してください。
- 速やかに、保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(6) 物販

- 現金の取扱いや会話をできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- パンフレット等の物販を行う場合、人と人が触れ合わない距離を開けて整列していただくようにしてください。
- 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・ 退場時は場内アナウンスまたは適宜な方法(主催者のホームページやSNS等)で、来場者に対し、公演後2週間以内に感染が疑われる症状が発生した場合の対処の仕方(各自治体が定める問い合わせ窓口や検査の方法等)を、再度周知してください。
- ・ 退場時の密集回避のため、時間差退場等の措置を講じてください。
- ・ 公演終了後は、交通機関や飲食店などにおける分散利用を促し、感染予防を怠らないよう注意喚起をおこなってください。

<公演後の対策>

- ・ 感染が疑われる者がいた場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

※監修:石垣陽(電気通信大学 大学院情報理工学研究科 特任准教授)

※監修:木下喬弘(CoV-Navi 副代表 日本救急医学会 救急科専門医 日本外傷学会 外傷専門医)

※当該ガイドラインは、今後、感染の動向や専門家の知見をもとに、適宜遅滞無く見直しを図っていきます。